

諮問番号：諮問第 12 号

答申番号：答申第 12 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

北九州市小倉南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 25 条第 2 項の規定に基づく平成 28 年 7 月 1 日を変更時期とする生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。国の通知において、やむを得ない事情がある場合は住宅扶助の限度額を 38,000 円以内で認定して差しつかえないとされており、審査請求人にはこの規定を適用すべきである。

また、本件処分に伴い過支給となった平成 28 年 7 月分の住宅扶助費に係る差額は、同年 8 月分の扶助費のうち、生活扶助費ではなく住宅扶助費から差し引くべきである。

#### 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護の基準」という。）並びに「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）に基づき適正に行われたものであるので、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたかという点にあるので、以下判断する。

## 1 平成 28 年 7 月分の住宅扶助費に係る変更認定について

- (1) 保護の基準では、家賃、間代、地代等の月額が所定の額を超えるときは、「厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額」とすると定められている。

審査請求人の居住地における 1 人世帯の「厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額」については、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成 27 年 4 月 14 日社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「通知書」という。）により、平成 27 年 7 月 1 日から、31,500 円から 29,000 円に減額された。

ただし、通知書では、平成 27 年 6 月まで適用されている住宅扶助の基準額（以下「旧基準額」という。）に係る経過措置について規定されており、一定の場合には、福祉事務所が設定した期限（平成 28 年 6 月までに限る。）までの間、旧基準額を適用して差しつかえないとされていたことから、処分庁は、旧基準額適用期間を平成 28 年 6 月 30 日までとし、当該経過措置期間の終了をもって審査請求人に係る住宅扶助費を 29,000 円に変更した。このことは、通知書の規定に沿った適正な処理と認められる。

- (2) また、局長通知において、「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」については、一定の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして差しつかえないこととされており、通知書では、審査請求人の居住地における特別基準の限度額は、1 人世帯の場合 38,000 円とされた。

局長通知にいう「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、具体的には、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）において、世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において厚生労働大臣が定める住宅扶助の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合とされている。

- (3) 審査請求人は、この特別基準の限度額が適用されるべきと主張しているが、審査請求人が「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当するという事情は認められない。よって、処分庁が審査請求人に特別

基準の限度額を適用しなかったことに違法又は不当な点は認められない。

## 2 本件処分に伴う住宅扶助費の返納額の取扱いについて

過支給となった扶助費の返納額の取扱いについて、局長通知では、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。」とされている。

また、保護の要否及び程度の決定における収入充当順位について、次官通知では、「保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に(中略)の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」とされている。

したがって、処分庁が、本件処分に伴い過支給となった平成28年7月分の住宅扶助費に係る差額の返納について、審査請求人の同年8月分扶助費のうち生活扶助費から減額して調整したことは、次官通知及び局長通知に沿ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

平成29年2月10日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年3月14日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、生活保護における住宅扶助に関し、やむを得ない事情がある場合に該当するとして特別基準の限度額を適用すべきである、本件処分に伴い過支給となった住宅扶助費に係る差額は生活扶助費ではなく住宅扶助費から差し引くべきである旨の主

張をしているところ、生活保護法に基づく生活保護の実施に係る事務は法定受託事務であるため、本件審査請求の争点は、本件処分が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたかという点になる。なお、住宅扶助の取扱いに係る国からの通知については、前記第3に記載のとおりである。

処分庁は、審査請求人について、世帯の状況及び居住地の住宅事情を勘案した上で、課長通知に定める「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」に該当するとは認められないとして、特別基準の限度額を適用せずに本件処分を行ったものである。

また、処分庁は、本件処分に伴い過支給となった住宅扶助費に係る差額の返納について、次官通知及び局長通知に沿って、住宅扶助費ではなく生活扶助費から減額して調整している。

これらは、法令及び国からの通知に基づき適正に行われており、処分庁の判断に誤りはない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対して弁明書の提出依頼を行い、審査請求人に対して弁明書の送付及び反論書の提出依頼を行ったことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子